

(2009. 10. 1 制定)
(2017. 6. 23 改定)
(2021. 10. 1 改定)

フィデアホールディングス株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、フィデアホールディングス株式会社と称する。英文では、FIDEA Holdings Co. Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、銀行法に定める銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
- (2) その他銀行法により銀行持株会社が営むことのできる業務
- (3) その他前各号の業務に付帯または関連する業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を宮城県仙台市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、委員会設置会社として株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、宮城県仙台市において発行する河北新報、山形県山形市において発行する山形新聞、秋田県秋田市において発行する秋田魁新報および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、63,000,000 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	56,000,000 株
B 種優先株式	7,000,000 株

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の各種類の株式の単元株式数は、次のとおりとする。

普通株式	100株
B種優先株式	100株

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求を受けた株式数に相当する自己株式を有しないときはこの限りでない。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 2 章 の 2 B 種 優 先 株 式

(B種優先配当金)

第12条の2 当社は、第44条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるB種優先配当年率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭（以下「B種優先配当金」という。）の配当をする。B種優先配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して次条に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- ② ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配

当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- ③ B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(B種優先中間配当金)

- 第12条の3** 当社は、第44条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。

(残余財産の分配)

- 第12条の4** 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。
- ② B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

- 第12条の5** B種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、ある事業年度終了後、(i) (a) 当該事業年度にかかる定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、B種優先株主に対して当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金（以下「当年度B種優先配当金」という。）の配当を行う旨の決議がなされず、かつ、当該事業年度にかかる定時株主総会に当年度B種優先配当金を支払う旨の議案が提出されない場合は、当該定時株主総会より、(b) 当該定時株主総会において当該議案が否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時より、(ii) B種優先株主に対してその翌事業年度以降の各事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金の配当を行う旨の取締役会決議または株主総会決議が最初になされる時まで、上記の期間中に開催される全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる。

(普通株式を対価とする取得請求権)

- 第12条の6** B種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するB種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、第3項に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。
- ② 取得を請求することができる期間は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間（以下「取得請求期間」という。）とする。
- ③ 当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取

得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

- ④ 取得価額は、当初、当会社の普通株式の時価を基準としてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当会社は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

(金銭を対価とする取得条項)

第12条の7 当会社は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も前条に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

- ② 当会社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項)

第12条の8 当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当会社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を、普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(株式の分割または併合および株式無償割当て)

第12条の9 当会社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

- ② 当会社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会が定める取締役がこれを

招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役が事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
- ③ 前 2 項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める執行役を定めることができる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第 19 条 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 324 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- ③ 第 15 条、第 16 条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。
- ④ 第 14 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について、これを準用する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役は、12 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会議長)

第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会議長を選定する。

(取締役会の招集者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役会議長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- ③ 第 4 条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前 2 項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 委 員 会

(委員の選定)

第 30 条 指名委員会、監査委員会、および報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

- ② 委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。

(委員会の権限など)

第 31 条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定す

る。

② 監査委員会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告書の作成

(2) 株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定

③ 報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針および個人別の報酬等の内容を決定する。執行役が当社の使用人を兼ねているときは、当該使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

(委員会に関する事項)

第 32 条 各委員会に関する事項は、法令、本定款または取締役会に定めるもののほか、各委員会が定める委員会規程による。

第 6 章 執 行 役

(執行役の選任)

第 33 条 当社の執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第 34 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役および役付執行役)

第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。

② 当社は、取締役会の決議によって、執行役社長 1 名およびその他の役付執行役若干名を定めることができる。

(報酬等)

第 36 条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。

(執行役の責任免除)

第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(執行役に関する事項)

第 38 条 執行役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める執行役規程による。

第 7 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。